

三原市本庁舎広告付き地図情報等案内機器設置事業者選定に係る  
公募型プロポーザル手続き開始の公示

令和6年11月1日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

三原市長  
(総務課)

## 1 事業概要

- (1) 事業名称 三原市本庁舎広告付き地図情報等案内機器設置事業
- (2) 事業場所 三原市本庁舎（三原市港町三丁目5番1号）1階エントランスほか
- (3) 事業内容 「三原市本庁舎広告付き地図情報等案内機器設置事業仕様書」のとおり
- (4) 事業期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。ただし、協定書締結日から事業開始の日の前日までは、機器の設置・調整、広告主募集等に伴う準備期間とする。なお、事業期間満了後に機器等を撤去する場合、その期間も事業期間に含むものとする。

## 2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。（三原市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。）
- (5) 平成30年4月1日以降に、日本国内の官公庁施設における地図情報等案内機器の設置・運用に係る広告事業の実施実績がある者であること。

## 3 添付資料

- (1) 三原市本庁舎広告付き地図情報等案内機器設置事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領
- (2) 三原市本庁舎広告付き地図情報等案内機器設置事業仕様書

## 4 担当課

三原市 総務部 総務課

所在地 〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

電話 0848-67-6022(直通) Fax 0848-64-7101

Eメール: somu@city.mihara.hiroshima.jp